

○内閣府令第四十七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになめる。

改正後	改正前
(特定教育・保育施設の利用定員の届出の手続) 第三十条 法第三十一条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。 一 四 略 (準用) 第三十二条 第三十条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があつた場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への届出について準用する。	(特定教育・保育施設の利用定員の協議の手続) 第三十条 法第三十一条第三項の規定による協議は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。 一 四 同上 (準用) 第三十二条 第三十条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があつた場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への協議について準用する。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。